

山梨県公報

号外第六号

令和七年

三月七日

金 曜 日

目 次

公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月七日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の八中第十六号を第十八号とし、第九号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 保安警察の情報収集活動に関する指導及び管理に関すること。

十 風俗関連情報の集約、分析及び管理に関すること。

第十二条の二中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 刑事手続IT化の推進に関すること。

第十二条の三第二項中「前条第四号から第八号まで」を「前条第四号から第九号まで」に改める。

第三十五条の見出しを「(警備派出所)」に改め、同条本文中「警備・交通および刑事」及び「交通派出所および検問所」を削る。

別表第一保安の部中

生活安全捜査 第一

生活安全捜査 第一

を

情報 生活安全捜査

情報 生活

安全捜査

に改め、同表刑事企画の部犯罪捜査指導支援室の款指導の項中

取調べ 傍受

通信

を

取調べ・通信 傍受 刑事手続IT 化推進

に改め、同表捜査第一の部検視指導室の款中

検

視第一

検視第一

を

検視企画・指導 検視企画・指導 検視第一 検視第一

に改め、同表警

備第二の部航空隊の款中

整備

整備班

を

整備 整備 特務 特

備班 務班

に改める。

別表第三甲府警察署の部貢川交番の項中「甲府市上石田一丁目5番16号」を「甲府市德行一丁目四番二〇号」に、「及び貢川二丁目」を「貢川二丁目、德行一丁目、德行二丁目、德行三丁目、德行四丁目及び德行五丁目」に改め、同部德行警察官駐在所の項を削り、同表南アルプス警察署の部署所在地の項中「吉田」及び「上今井」を削り、同項の次に次のように加える。

若草交番

南アルプス市寺

南アルプス市のうち吉田、上今井、下今

部一四四番地二井、十日市場、寺部、加賀美、浅原、藤田及び鏡中條

別表第三南アルプス警察署の部若草警察官駐在所の項を削り、同表甲斐警察署の部敷島交番の項を削り、同部竜王交番の項の次に次のように加える。

敷島交番	甲斐市島上条一七七一の二	甲斐市のうち島上条、境、大久保、天狗沢、牛匂、亀沢、打返、漆戸、獅子平、上菅口、下菅口、安寺、神戸、下福沢、上福沢、下芦沢、上芦沢、長塚、大下条、中下条、吉沢及び千田
------	--------------	---

別表第三富士吉田警察署の部署所在地の項中「(街区符号七番から九番までを除く。)」を削り、「旭五丁目、下吉田」を「旭五丁目」に改め、「下吉田六丁目、下吉田七丁目、下吉田八丁目、下吉田九丁目、下吉田東一丁目(街区符号三〇番から三三番まで、三五番及び三六番を除く。)、下吉田東二丁目、下吉田東三丁目、下吉田東四丁目」及び「富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、富士見四丁目、富士見五丁目、富士見六丁目、富士見七丁目」を削り、同部富士山駅前交番の項中「竜ヶ丘三丁目(街区符号七番から九番までに限る。)、下吉田東一丁目(街区符号三〇番から三三番まで及び三六番(二六号から三八号までに限る。))に限る。」「を削り、同項の次に次のように加える。

明見交番	富士吉田市小見五丁目九番六号	富士吉田市のうち下吉田、下吉田六丁目、下吉田七丁目、下吉田八丁目、下吉田九丁目、下吉田東一丁目、下吉田東二丁目、下吉田東三丁目、下吉田東四丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、富士見四丁目、富士見五丁目、富士見六丁目、富士見七丁目、上暮地、上暮地一丁目、上暮地二丁目、上暮地三丁目、上暮地四丁目、上暮地五丁目、上暮地六丁目、上暮地七丁目、上暮地八丁目、大明見一丁目、大明見二丁目、大明見三丁目、大明見四丁目、大明見五丁目、大明見六丁目、大明見七丁目、小見一丁目、小見二丁目、小見三丁目、小見四丁目、小見五丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目及び向原四丁目
------	----------------	--

別表第三富士吉田警察署の部上暮地警察官駐在所、明見第一警察官駐在所及び明見第二警察官駐在所の項を削る。

附則

この規則は、令和七年三月二十一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、同年四月一日から施行する。